

珠洲市立小中学校長 様
珠洲市立義務教育学校長 様

珠洲市教育長 多田 進郎

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

9月28日に開催された第48回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添本部会議資料参照）において、本県の感染状況がステージⅡ「感染拡大注意報」に移行しました。また、金沢市を対象として、8月2日（月）から適用されていた「まん延防止等重点措置」が9月30日をもって解除されることとなりました。

感染防止については、これまで令和3年9月10日付通知などによりその徹底を図るよう求めてきたところですが、県内の9月の新規感染者の約15%を児童生徒が占めており、県内高校では部活動に起因するクラスターが発生していることから、引き続き気を緩めることなく、教職員一丸となって感染症対策にあたっていただきたいと思います。

また、児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染対策を徹底いただくことについても周知願います。

記

【基本的な感染症対策】

- 1 「衛生管理ガイドライン」等に基づき、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」について、徹底を図る。
- 2 毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- 3 児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校を控える。
- 4 カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける。
- 5 県外との不要不急の往来を自粛する。
- 6 マスクの着用により、熱中症のリスクが高まることから、例年以上に注意する。

【飲食を伴う場面について】

- 1 学校内外を問わず、食事中は向かい合って着席しないようにし、会話を控える。
- 2 普段会わない人や5人以上の人数・長時間での飲食は慎重に判断する。

【部活動について】

- 1 県内の練習試合の禁止については、10月1日より解除する。練習試合を行う場合は、県教委発出の令和3年9月28日付事務連絡「部活動の制限解除について」の留意事項等を参考に、学校長より顧問に確認することとする。なお、引き続き、合宿や県外への遠征等は当面禁止する。
- 2 中体連等の大会に参加する場合は、主催者の参加規程等に基づいて、参加を認めるものとする。
- 3 人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後はすみやかに帰宅する。
- 4 部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- 5 小学生のスポーツ活動団体・文化活動団体には、学校長より、「1」～「4」について団体の責任者に連絡する。

【連絡体制について】

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、児童生徒に徹底する。
- 2 陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるよう必要事項を速やかに把握する。（県教委発出の令和3年9月17日付教保第881号参照）
- 3 臨時休業期間が長くなる場合に備えて、児童生徒の健康チェック、課題等の指示や提供等について適切に対応できるようGoogleClassroom等の活用について事前に確認しておく。

【ワクチン接種への正しい理解の促進について】

- 1 「話し合おう”ワクチン”のこと」（7月9日配付）を活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導するとともに、機会を捉えて保護者に対しても理解を求める。

【珠洲市立学校の臨時休業・再開について】

- 1 感染者が一人でも確認された段階で、校内で感染が広がっている可能性が高いか否かに関わらず、一旦、学校全体をすみやかに臨時休業とする。
- 2 保健所の濃厚接触者等の調査が迅速にできるよう、学校は当該児童生徒の校内の行動範囲・接触者を調査し、保健所の指示も受け、必要箇所を消毒する。
- 3 濃厚接触者等のPCR検査結果の陰性を確認する。
- 4 学校を再開する。